

埼玉県眼科医会会員規則

第1条 本会は、埼玉県眼科医会と称し、一般社団法人埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は、一般社団法人埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会は、埼玉県内において眼科診療に従事する医師で、所定の手続を経て会員となった者をもって構成する。

第4条 本会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 眼科に関する学術並びに臨床の研究
- (2) 社会医療制度及び公衆衛生等の向上
- (3) 会員の医療事故紛争の対応
- (4) 会員相互の親睦連携及び社会的地位の向上
- (5) 公益社団法人日本眼科医会への協力
- (6) その他目的達成に必要な事項

第5条 本会に、入会を希望する者は、入会願（様式1－1「A会員用」、様式1－2「B・C会員用」）及び年会費を添えて会長に提出する。

2 本会を退会する者は、退会届（様式2）を会長に提出する。

第6条 本会に次の役員を置き、総会において会員中から選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 常任理事 若干人
- (4) 理事 若干人
- (5) 監事 2人

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 常任理事は、会長・副会長と合議の上、実務の補佐代行にあたる。

4 理事は、各地域を代表して会との連絡を図る。

5 監事は、会務を監査する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の議決を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、会長の任期とする。

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第10条 定例総会は毎年1回会長が招集する。臨時総会は役員会の議決又は会員の4分の1以上の要

求があった場合に会長が招集する。

2 総会は会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。会員はやむを得ない事由により総会に出席できないときは、委任状を提出することにより出席にかえることができる。

3 次の事項は総会の議決を得なければならない。

(1) 収支決算に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

(4) 会費の賦課及び分担金に関する事項

(5) その他役員会で必要と認めた事項

4 事業報告は総会の承認を得なければならない。

5 総会の議長及び副議長は会員の中から各1人を選出し、その任期は役員の任期とする。

第11条 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第12条 役員会は会長が招集する。次の事項は役員会の議決を得なければならない。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 会務執行に関する事項

(3) 会長が特に必要と認める事項

第13条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会会費は、毎年4月に納入する。理由なく2か年以上会費を納入しないときは自然退会とみなすことができる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会会員で慶弔を要する者があるときは、会長が本会を代表してその意を表する。

第17条 連続10年以上在籍する会員で、満80歳に達したときは、会費を免除することができる。

第18条 会長は、役員会に諮り、本会の名誉を毀損する行為のあった者及び本会に対する業務を著しく怠った者は、除名することができる。

附 則

この会則は、昭和44年8月17日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年4月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月10日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年4月22日から施行し、改正後の第17条の規定は、平成19年4月1日

から適用する。

- 2 この会則の施行の際現に会費の納入を免除されている者については、この会則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この会則による改正前の第 17条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この会則は、平成25年9月8日から施行する。

埼玉県眼科医会会員規則施行細則

第1章 会 員

[入会]

第1条 本会に入会（他都道府県眼科医会よりの転入も含む）しようとする者は、所定の入会申込書に当該年度の会費負担金を添えて本会に提出するものとする。

- 2 会長は理事会で協議の上、公益社団法人日本眼科医会入会承認取扱基準により、入会の承認、拒否又は留保を決定し、その結果をすみやかにその旨本人に通知しなければならない。その際入会の拒否又は保留のときは、理由を付するものとする。
- 3 入会を拒否又は保留された者は、その理由につき異議ある場合、保証人2人と連名で会長に異議を申し立てることができる。
- 4 本会にA会員として入会する者は、保証人2人を必要とする。
- 5 第3項並びに第4項の保証人は、近隣の埼玉県眼科医会A会員でなければならない。
- 6 本会を除名された者で、再入会を希望する者は第1項の規定に準じて、新たに入会しようとする者と同様の手続きを行うものとする。
- 7 本会にB及びC会員として入会するものは、現所属長の推薦状を添えて提出しなければならない。

[異動]

第2条 届け出事項に変更を生じた者は、所定の様式により届け出を要する。

[会員種別]

第3条 本会の会員をA会員、B会員及びC会員の3種に分ける。

- (1) A会員 病院、診療所の管理者又はこれに準ずる者
- (2) B会員 A会員及びC会員以外の者
- (3) C会員 医師免許証の取得の年度から起算して、会則第15条に定める会計年度を5期経ていない者、あるいは、厚生労働省の定める卒後臨床研修（2年間）を終了した者にあっては6期経ていな
い者

[入会金]

第4条 本会に入会するものは別表に定める入会金を納めなければならない。但し、B会員及びC会員は入会金を免除する。

- 2 B会員及びC会員がA会員に資格変更する場合は、入会金及び残余月分の年会費の差額を納めなければならぬ。

[会費及び負担金]

第5条 会員は別表に定める会費を納めなければならない。

- 2 会計年度内に会員種別の異動又は退会があっても会費の返還はしない。

- 3 会計年度途中に他都道府県の眼科医会から本会に入会した者は、当該眼科医会の会費年額を既に支払い、かつ、返還を受けていないときは、当該会計年度の本会の会費は免除するものとする。ただし、未加入期間の会費の返還を受けているときは、本会会費として会計年度の残余月分を納めなければならない。
- 4 会員は別表に定める関東甲信越地区眼科医会連合会々費を納めなければならない。徴収は本会が代行し、会に収める。

[会費負担金の滞納]

第6条 会員が1年以上会費及び負担金を納入しない場合は、納入するまでの間会員資格を停止されるものとする。

第2章 役 員

第7条 会則第6条に定める役員の選出に関して、会長及び監事は、次章に定める役員選挙により選出する。

- 2 副会長、常任理事、理事は会長が推薦し、総会の承認を得る。

第8条 関東甲信越地区眼科医会連合会の役員は、会長が推薦し、理事会の承認を得る。

第3章 役員選挙

第9条 選挙に関する事務は、理事会が管掌する。

第10条 選挙は、総会出席会員の投票によるものとし、その日時は、理事会が決める。

第11条 選挙の期日は、その期日前14日までに、これを会員に通知しなければならない。

第12条 会長及び監事に立候補する者は、選挙期日の7日前の午後4時までに、文書により、その旨を会長に申し出なければならない。なお、会員2名の推薦により、本人の承諾を得た場合もこれに準ずる。

第13条 選挙に当っては、議長及び副議長が正副選挙長となり、選挙立会人若干名を指名する。

第14条 会長の選挙は、単記無記名投票とし、監事の選挙は、連記無記名投票とし、当選は、得票数の順位による。ただし、立候補者数が定員数を超えないときは、投票を省略し、総会の承認をもって当選とみなす。監事立候補者数が定員数に達しないとき若しくはすべてないときは、施行細則第7条2項の規定に準ずるものとする。

第15条 当選者を決めるに当り、得票数が同じである場合には、議長が抽選で決める。

第16条 第15条による投票で、次に掲げるものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの。

(2) 候補者でないものの氏名その他候補者の氏名以外を記載したもの。ただし、敬称を記入したもののは、この限りでない。

(3) 記載した候補者の氏名が、明らかでないもの。

第4章 代議員及び予備代議員の選出

第17条 公益社団法人日本眼科医会代議員及び同予備代議員選出の委託を受けた場合は、別に定める
本会規定により選出する。

第5章 表彰・弔慰

第18条 本会の発展又は栄誉のために功績のあった会員に対しては、理事会の議を経て、会長は、こ
れを表彰することが出来る。表彰の方法については、理事会で決定する。

2 会員が本会の会計年度内に発表した学術論文の中で学術担当理事によって特に優秀と認められた1
篇に対して、理事会の議を経て、会長は、埼玉県眼科医会賞を授与することが出来る。授与の方法に
ついては、理事会で決定する。

第19条 会員が、疾病のため1カ月以上継続して診療に従事することができなかつた場合、別表に定
める区分により1年につき1回見舞金をおくる。但し、見舞金の支給回数は、3回を限度とする。

第20条 会員が死亡した場合、別表に定める花輪又は生花、香典をおくる。

第21条 見舞金等は、本人、家族又は近隣の会員の申請による。但し、申請の有効期限は1年とする。

第6章 雜則

第22条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認をもって行うものとする。

埼玉県眼科医会会則施行細則別表

1 入会金 (A会員) 100, 000円

2 会費 A会員 25, 000円

B会員 7, 000円

C会員 0円

3 関東甲信越地区眼科医会連合会々費

A会員 年額 4, 000円

B会員 年額 2, 000円

C会員 年額 1, 000円

4 見舞金 A会員 20, 000円

B会員 10, 000円

C会員 5, 000円

5弔慰 本会会員死亡時 花輪又は生花、香典 30, 000円

附 則

この細則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月22日から施行し、改正後の第5条第2項及び第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行し、平成27年3月31日までの適用とする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。但し、平成23年4月1日から施行し、平成27年3月31日までの適用となっている施行細則別表の2会費については、適用期間までの措置とする。

附 則

この細則は、平成25年9月8日から施行する。但し、平成23年4月1日から施行し、平成27年3月31日までの適用となっている施行細則別表の2会費については、適用期間までの措置とする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成30年3月31日までの適用とする。